（削る）	（削る）	（削る）	
（削る）	（削る）	（削る）	
（削る）	（削る）	（削る）	
心の働き	（削る）	（削る）	
言語とコミュニケーション	（削る）	（削る）	
（削る）	（削る）	（削る）	
（削る）	（削る）	（削る）	
社会保障・教育とリハビリテーション	一	（削る）	
専門分野	言語聴覚障害学総論	二	
	言語聴覚療法管理学	二	
	失語・高次脳機能障害学	六	
	言語発達障害学	六	（削る）
	発声発語・摂食嚥下障害学	九	（削る）
	聴覚障害学	七	（削る）
	地域言語聴覚療法学	二	
	臨床実習	十五	実習時間の三分の二以上は医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）をいう。以下同じ。）において行うこと。また、医療提供施設において行う実習のうち八単位以上は病院又は診療所において行うこと。
（削る）		（削る）	（削る）
合　計		百一	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十五単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十六単位以上（うち基礎分野二十単位以上、専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野三十四単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

臨床医学		六	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
臨床歯科医学		一	口腔外科学を含む。
音声・言語・聴覚医学		三	神経系の構造、機能及び病態を含む。
心理学		七	心理測定法を含む。
言語学		二	
音声学		二	聴覚心理学を含む。
音響学		二	
言語発達学		一	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
社会福祉・教育		二	
専門分野	言語聴覚障害学総論	四	
	（新設）		
	失語・高次脳機能障害学	六	
	言語発達障害学	六	脳性麻痺及び学習障害を含む。
	発声発語・嚥下障害学	九	吃音を含む。
	聴覚障害学	七	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
	（新設）		
	臨床実習	十二	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野		八	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合　計		九十三	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十二単位以上、専門基礎分野二十九単位以上、専門分野三十二単位以上及び選択必修分野八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。